

特別支援学校の進路検討部会(経過報告)

資料3

卒業と同時に就労継続支援B型利用可能 (H24年度末経過措置終了)



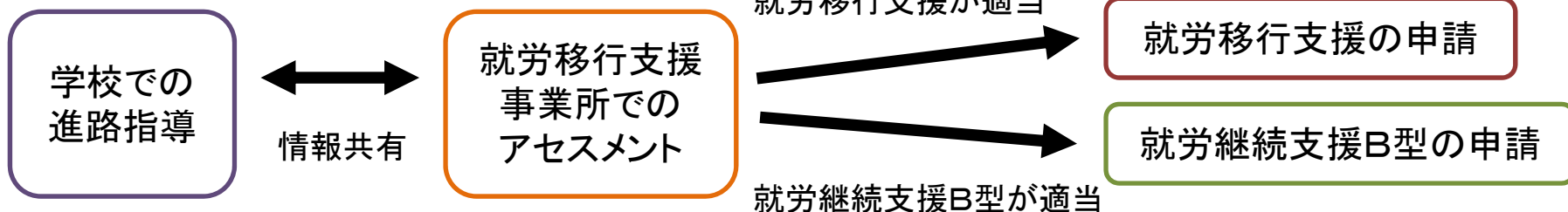
H25年度から就労移行支援事業所によるアセスメント必要

就労移行支援事業所の意見

- ・アセスメント実施の日数
- ・事業所におけるアセスメントの協議方法
- ・誰が付けても誤差がないアセスメント項目
- ・アセスメントした結果の本人へのケア
- ・1つのものさしを作る良い機会
- ・B型や地活からの一般就労する場合に活用

新潟市の平成25年度の実施方針(概要)

- (1) 就労継続支援B型を希望する場合、在学中に就労移行支援事業所によるアセスメントを実施
- (2) 実習期間は2～5日間程度
- (3) 学校による実習生情報はフェイスシートとして提供
- (4) 共通のアセスメントシート(全32項目)
- (5) 必要に応じて学校に意見を求める
- (6) 学校と就労移行支援事業所が共通の視点で判断



アセスメントの実施により、就労移行支援事業所の利用者の増加が見込まれ、将来の一般就労に結びつく障がい者の人数拡大につなげるものとする。

今後の検討事項

●卒業生の増加が見込まれることから、特別支援学校・福祉施設・行政で情報共有を図り、市全体で調整を行うシステムの構築を図る。

☞サービス利用目的に基づく利用調整等を明確化

・将来的に一般就労を希望する ⇒ 就労移行支援

・創作活動・レクリエーションなどを希望する ⇒ 生活介護

☞地域(区)に就労移行支援事業所がない等、通所手段の制約による施設選択の課題。